事務所通信　No.333

令和５年７月１日

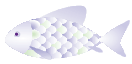
社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所 ☎ 0254-22-5649 (代)

■マイナンバーカードと健康保険証の一体化等を盛り込んだ改正法が公布されました

令和５年６月９日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（いわゆるマイナンバー法等の一部改正法）」が公布されました。

施行は公布の日から起算して１年３ヶ月以内の政令で定める日とされておりますが、**令和６年秋頃の施行になると見込まれています。**



★改正のポイント（一部抜粋）

(1) **マイナンバーカードと健康保険証の一体化**

①乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする

②**健康保険証を廃止する**とともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に、本人からの求めに応じて**「資格確認書」**を交付し、それによる保険診療ができるようにする

(2) 戸籍等の記載事項への「氏名のふりがな」の追加

①戸籍、住民票等の記載事項に「氏名のふりがな」を追加

②マイナンバーカードの記載事項等に「氏名のふりがな」を追加

すでに交付されている健康保険証は廃止後１年間は使用可能にする等の経過措置や、資格確認書は１年期限の更新制にする等の案が検討されています。具体的な情報は今後公表されていくことになりますが、社員の方が円滑に保険診療を受けられるように今後の動向に注目です。



■同一労働同一賃金の徹底に向けた行政の取組

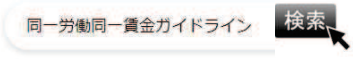
大企業では令和２年、中小企業では令和３年にパート・有期法が施行され、いわゆる同一労働同一賃金が適用されています。同一労働同一賃金に関する行政の指導監督権限は労働局にあり、雇用環境・均等室が事務を所管しております。労働基準監督署には指導監督権限がありませんが、令和５年度は労働基準監督署と労働局が連携して履行を確保することとしています。

具体的には、監督署が行う労基法や安衛法等の調査の際に、任意のアンケート等の方法で同一労働同一賃金の履行状況に関する情報を収集し、それが監督署から労働局に情報提供されて、労働局において不合理な待遇差の有無に関する調査や指導・監督の必要性を判断し、助言・指導を行っていくという流れになります。



この連携に必要な措置として、労働基準監督官が増員され、労働局に配置される雇用均等指導員の予算として令和５年度当初予算で7.5億円が計上されています。

同一労働同一賃金は、正社員とパートタイマーや有期契約の社員との間で、基本給・各種手当・賞与・福利厚生などのあらゆる待遇において差がある場合、それが合理的に説明できるものでなければならないとするもので、説明できないものは同じ待遇とすることが求められるものです。具体的には同一労働同一賃金ガイドラインにおいて、考え方や具体例が示されています。





対応をしていない場合、行政の体制強化によって指導・勧告の対象とされるケースが増えると思われます。ご相談ください。

［ 今月号の記事担当 ： P1.2/坂上洋幸 ＊ P3.4/篠田昇 ］

■パワハラに該当しなければセーフか？

いわゆるパワハラ防止法が施行されており、その中でパワハラの要素と類型が示されています。

★パワハラの３要素

①優越的な関係を背景とした言動

②業務上必要かつ相当な範囲を超えている

③労働者の就業環境が害されるもの

★パワハラの代表的な行為　６類型



①身体的な攻撃　②精神的な攻撃

③過大な要求　④過小な要求

⑤人間関係からの切り離し　⑥個の侵害

では、上記の要件や類型に該当せず、パワハラではないと認定された場合、会社の責任は問われることは無いのでしょうか？

パワハラは無かったと認定されたが、会社の損害賠償責任が認められた判例をご紹介します。

ゆうちょ銀行（パワハラ自殺）事件

【概要】従業員Xが、日常的に上司から強い口調の叱責を繰り返され、自殺した事件



【パワハラの有無の認定】

○パワハラはなかったと認定された

上司のXに対する強い叱責は部下に対する指導としての相当性には疑問があるが、業務上の必要性からの叱責であり、何ら理由のない叱責をしていた事情も無く、人格的非難に及ぶまでとは言えない等業務上相当な指導の範囲内であると言えるとしてパワハラであるとの主張を認めなかった。

【会社の損害賠償の認定】



○会社の損害賠償責任を認めた

部署の管理者は、Xの体調不良や自殺願望の原因が上司との人間関係に起因することは容易に想像できるのに一時期Xの担当業務を軽減したのみでその他の対応をしなかったことは安全配慮義務違反であり、会社には損害賠償責任がある。

ただちにパワハラとは認められない場合でも、適切な対応を取ることが求められます。

お知らせ

●賞与の社会保険料率

夏季賞与の支給の際は下記の料率で社会保険料を控除してください。

被保険者負担分（新潟県）	
○健康保険料率	・・・4.665%
○介護保険料率	・・・ 0.91%
○厚生年金保険料率	・・・ 9.15%

※賞与額の1,000未満を切り捨てた額に上記保険料率を乗じてください。

※賞与支給月の途中で退社した場合（月末退社を除く）は、社会保険料が掛かりません。

※賞与支給月に産休や育休に入り、社会保険料免除が受けられる場合も社会保険料は掛かりません。

職員日誌　リターンズ

●Let's Go　伊藤涼太郎！

今回１～２ページを担当した坂上です。私はJリーグのアルビレックス新潟が好きでホームゲームは毎試合ゴール裏で熱い声援を送っています。

今期は念願のJ１復帰を果たし、リーグ序盤は強豪クラブを相手に磨き上げたパスサッカーを武器に奮闘したものの、対戦チームの対策が進み、ここ数試合は苦しい展開が続いています。

そんな折、チームの大エース、伊藤涼太郎選手がベルギーリーグへ移籍することに。

誰よりも強い向上心を持ちながらも忍耐の日々が続き、そしてようやく才能と積み上げた努力を開花させ、「天才、ファンタジスタ」と呼ばれるようになった伊藤選手。居なくなるのは大変辛いことですが、是非世界を魅了して欲しいです。そして日の丸を背負って戦う姿を楽しみにしています。



Let's Go 伊藤涼太郎　俺たちの声を背に

Let's Go 伊藤涼太郎　魅せつけろ世界で！

■ 拾い読みの読書

小児科医のぼくが伝えたい
最高の子育て

著　　者／ 高橋孝雄（慶応大学医学部小児科教授）
出版社／ マガジンハウス新書　1,000円＋税

P116　そもそも子供の能力っていったいなんでしょう。学業成績は単なる「成果物」にすぎません。お子さんの本当の能力は、成果物ではなく、自分を好きでいられること（自己肯定感）、自分で決めること（意思決定力）、他者をいたわること（共感力）、これが優れていることが高い能力なのでは・・・。

P144　子供の笑顔が例外なく私たちの心に泌みこんでくるのは、彼らが自己肯定感に満ちあふれているからでしょう。そう、はじめから自己肯定感がない子供はいないのです。「自己肯定感」は遺伝子が責任を持って全ての子供たちに与えた、天性のチカラです。・・・裏を返せば、「笑顔が消える」「表情がなくなる」というのは、子供にとって最大の危機、ＳＯＳサインだと思って下さい・・・では、どうすれば子供が本来持っている自己肯定感をそのまま維持できるのでしょうか。それはちいさいうちから「やればできるようになる」という経験をたくさん積ませてあげること、それに尽きます。

P161　自分の意思で決められること、それは何より幸せなことだと思います。子供たちへの一番たいせつなメッセージは「君の意思は守られている」という保証なのです。

P166　共感力とは・・・誰かの気持ちに寄り添い、自分のことのように歓んだり悲しんだりできることです。・・・共感力を高めるマジックワードをひとつだけ選ぶとしたら、「だいじょうぶ」だとぼくは思います。語尾を少し上げて気遣う心を伝えてもいいし、やや下げて励ます気持ちを伝えてもいいと思います。

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

７０歳からの人生相談

著　者／毒蝮三太夫
出版社／文春新書　　９５０円＋税

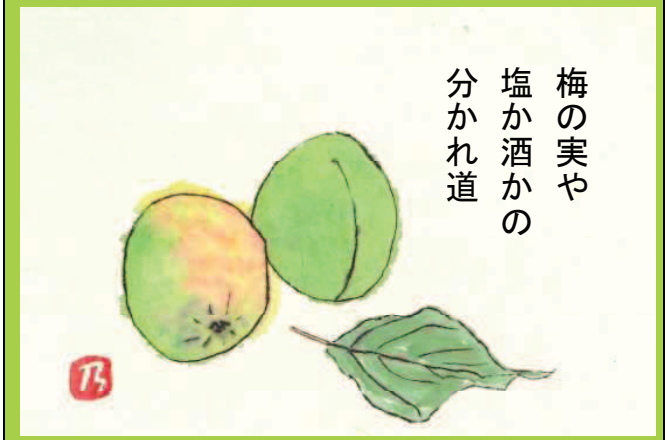
P110　以前、阿木燿子さんから教わったんだけど、夫の宇崎竜童さんの父親を長く介護していたときに「お義父さんの３つの言葉で救われた」って言ってた。その３つの言葉っていうのは「ありがとう」「すまないね」「惜しいなあ」。・・・肉体的にも精神的にも潰れてしまわないように、行政や周囲の力を上手に借りよう。大切なのは悔いを残さないことだ。

P222　年寄り世代は「ありがとう」と「すまないね」も、口に出すのをサボりがちだ。・・ほかにも、口にした方がいい言葉はいっぱいある。「申し訳ない」「俺が間違ってた」も・・「迷惑かけるね」「悪いね」も、省略は誤解の元だ。

P223　介護してもらうときに遠ざけたい３つの“いじ”がある。それは「いじけない」「意地を張らない」「いじめない」だ。

P228　年寄りは・・・民芸品みたいに、置いていても目立たない、ましてや邪魔にもならない、使いようによっては役に立つ。そのくらいがちょうどいいんだよ。

■ 絵手紙通信



我が家の梅の収穫は5.1キログラム
自家製の梅干し、梅酒に。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (333号)

■「儲けは後から」 (R5.6.13)

▲毎朝のウォーキングを日課としているが、２月下旬以降一層熱を帯びて来た。長年闘ってきた糖尿病の検査数値・ヘモグロビンＡ1ｃが合併症の危険領域まで上昇し、主治医から薬の増量やインスリン注射の話が出るに至ったからである。

▲食生活に注意し、雨の日も雪の日も続けたウォーキングにもかかわらずの無情の結果に落胆し、一時は、56歳、59歳、63歳で天に召された友人の顔を思い浮かべ、もういいかなどと弱気になりもしたが、折角貰った命と気を取り直した。

▲ならば、ウォーキングで数値を下げてやると、距離を６kmから７kmに、且つ、心拍数を110～125/分、平均速度を９分10秒/km前後に設定し負荷を掛け続けた。結果は上々、翌月には危険領域を脱し、３ヶ月後にはここ数年で一番の低数値。それも、毎晩の晩酌を欠かさず、控え目ながら炭水化物も口にしての結果に、千日回峰行者の澄み切った心境を重ねた。

▲スマホで翌朝の天候や気温を確認して服装や雨の場合のコースを考えたりと準備万端整えて眠りにつき、翌朝５時半前後に起床、身支度を調え、出発である。最初の１kmは当日の体調を探り、その後はアップルウォッチで心拍数とスプリットタイムを確認しつつ慣れた裏道、雨の日はアーケードを駆け抜ける。

▲いつの頃からか、後１km辺りで「やるべきことはやった。後は今日の予定に邁進するのみ」とウォーキング・ハイを体感しつつ、子どもの頃、遊ぶことに夢中で言いつけを忘れ、その度に父に言われた「儲けは後から」を思い出している。

■　北海道紀行 (R5.6.22)



▲「北海道１８景４日間」と銘打つツアーに女房と参加した。去年の６月にも利尻・礼文島に行ったが、この時期に北海道を選ぶのは、梅雨の影響がある南・西日本を避けてであるが、今年も本命の地で雨に降られ、日頃の行いを省みた。

▲６月17日11：35新潟空港発、12：50新千歳着。天候、晴れ。全国10の空港から集まった40名で一路、阿寒湖畔の宿へ270kmのバスの旅。延々と続く原野に流石北海道と感嘆したものの、代わり映えのしない風景にやや飽きた頃、エゾシカの出現と雌阿寒岳、雄阿寒岳の雄姿で目が覚め、宿に到着。来日５年目というネパールの青年にコルクを抜いて貰った赤ワインで乾杯。

▲二日目は、３時過ぎには空が白む北緯43度の阿寒湖畔を青空の中ウォーキング１時間。その後、摩周湖、小清水原生花園を経て知床へ。しかし、知床に近づくにつれ雲行きが怪しくなり、遂には土砂降り、知床クルーズも高波で欠航となった。夜は網走湖畔の温泉で、地酒の北の勝、國稀、国士無双を飲み干し機嫌を直した。

▲三日目は、小雨の中を１時間のウォーキングをこなし、石北峠、層雲峡、旭川、美瑛、富良野の景色を眺めて札幌のホテル到着。400kmの長旅も何のその、大通公園近くの居酒屋で一杯が二杯、二杯が三杯・・・。酔い覚ましにと、札幌駅まで歩きＪＲタワー展望台で夜景を眺めた。

▲最終日、札幌の碁盤の目を１時間のウォーキング。その後、小樽で時間を潰して帰路についた。

▲今、思い出すのは居酒屋の焼きホッケの味と、「ふなぐち菊水一番搾り」を長らくご愛飲の北九州から参加したご夫婦との酒談義である。